

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ユニジャパン（以下「本法人」という。）の定款第 17 条及び第 33 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 常勤評議員とは、定款第 13 条に基づき置かれる者で、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、常勤評議員以外の評議員を非常勤評議員という。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、常勤役員及び常勤評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員及び常勤評議員の報酬は月額とする。
- 3 役員及び評議員の退職に当たっての退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 本法人の常勤役員の報酬総額は別表第 1 「年間報酬総額」に定める金額以内とし、理事長は理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の役員に配分するものとする。

- 2 常勤評議員の報酬は、別表第 2 「年間報酬総額」に定める金額以内とし、評議員長は評議員会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の役員に配分するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員及び常勤評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(付則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成22年7月1日 制定

別表第1 常勤役員の年間報酬総額

年間報酬総額 1,000万円以内

以上

別表第2 常勤評議員の年間報酬総額

年間報酬総額 1,000万円以内

以上